

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第三十八号

#### 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第十六項中「附則第二条第一項」を「附則第二条」に改める。

附則第二十項中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条」に、「附則第二十五条」を「附則第十一条」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。